資料１

豊山町廃棄物減量等推進審議会について

１　廃棄物減量等推進審議会の根拠条例等

（１）豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会の設置）

第７条　一般廃棄物処理計画の推進を図るため、重要な事項を審議する豊山町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、委員１０人以内をもって組織する。

３　委員は、次に掲げる者から町長が任命する。

（１）　廃棄物の処理に関して学識経験のある者

（２）　廃棄物の減量及び資源化に関して実績のある住民団体の代表者

（３）　事業者団体の代表者

（４）　前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの

４　委員の任期は、２年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　前３項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

（２）豊山町廃棄物減量等推進審議会規則（抜粋）

（目的）

第１条　この規則は、豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第７条第５項の規定に基づき豊山町廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　審議会は、町長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項を調査及び審議をし、答申するものとする。

２　一般廃棄物減量等に関し、他の模範となり表彰すべき者を町長に推薦するものとする。

３　審議会は、前２項に定めるもののほか、廃棄物処理対策について町長に建議することができる。

（会長及び副会長）

第３条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、審議会を代表し会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、聞くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

２　豊山町廃棄物減量等推進審議会の役割等について

（１）設置

豊山町廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物処理計画の推進を図るため、重要な事項を審議する機関です。

審議会では、町長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項を調査及び審議し、答申します。

〇これまでの審議事項

・豊山町一般廃棄物処理基本計画について
・一般廃棄物処理手数料について
・名古屋市へのごみ搬入について
・プラスチック資源一括収集について　…等

（２）組織

審議会は１０人以内をもって組織し、会長と副会長を置きます。

任期は令和７年２月１日から令和９年１月３１日までの２年間です。

（前任の方の残存期間となります。）

（３）身分及び報酬

豊山町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第７条に基づき設置される非常勤の特別職になります。

報酬は会議１回につき、６，０００円が支払われます。（豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第２条）